

池 扇 神 場 釣 営 市 手 幸

(設 施 の 公 市 手 幸)

項 要 集 募 者 理 管 定 指

市 手 幸

目 次

1	募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	対象となる施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	指定管理者が行う管理の基準・・・・・・・・・・・・・	1
4	指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・・	1
5	指定予定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	指定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	指定管理業務の継続が困難になった場合における事項・・・	2
8	権利譲渡の禁止及び第三者への業務委託・・・・・・・・・・	3
9	損害賠償保険への加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
10	管理運営経費・指定管理者納入金・・・・・・・・・・・・・	3
11	目的外使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
12	応募の資格及び条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
13	事前協議（平行運営）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
14	応募手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
15	応募に関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
16	提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
17	選定までの手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
18	選定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
19	指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
20	協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
21	リスク分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
22	今後のスケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
23	連絡先及び問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

様 式 集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
----------------------------	----

1 募集の趣旨

幸手市では、市民に健全なレクリエーションの場を提供し、もって公共の福祉を増進するため、下記に示す公の施設を設置しています。

幸手市では、下記施設の管理運営について、民間事業者等の蓄積された経験と実績を活かし、より一層利用者の視点に立ったサービスの提供や運営の効率化を図るため、当施設の指定管理者制度を導入します。利用者サービスの向上を目指し施設の管理運営に取り組む意欲のある法人等を募集します。

2 対象となる施設

幸手市営釣場神扇池

※ 施設の詳細は、別に定める「幸手市営釣場神扇池指定管理者仕様書」を参照ください。

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (2) 利用者に対し適切な支援を行うこと。
- (3) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関して取得した利用者等の個人情報을適切に取り扱うこと。

注) 管理基準に関する詳細事項は、協議のうえ、協定で定めます。

注) 管理基準を遵守できない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の管理に関すること。
- (2) 施設、設備及び物品の維持管理並びに修繕に関すること。
- (3) 施設の設置目的にあった自主事業の実施に関すること。
- (4) 釣場の利用の許可、監視及び災害防止に関すること。
- (5) その他必要な業務に関すること。

注) 上記のほか詳細な業務の範囲は、別に定める「幸手市営釣場神扇池指定管理者仕様書」を参照ください。

注) 業務の実施に関する詳細事項は、協議のうえ、協定で定めます。

5 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

6 指定の取消し

次の各号に該当するとき、又は指定管理業務を継続させることが適当でないと認められるときは、幸手市は指定期間中であっても指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

また、指定を取り消された又は全部若しくは一部の停止を命じられた指定管理者は、幸手市に生じた損害について賠償責任を負うこととなります。

- (1) 指定管理者が関係法令、関係条例、同施行規則又は協定その他に違反し、その改善がなされないとき。
- (2) 指定管理者が指定管理業務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 指定管理者から指定の解除を申し出たとき。
- (4) その他、指定管理者が市長の指示に従わないとき。

7 指定管理業務の継続が困難になった場合における事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに幸手市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合、又はそのおそれがあると認められた場合には、幸手市は、指定管理者に対して是正勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、幸手市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 指定管理者が幸手市の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、幸手市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (4) 幸手市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難になった場合には、幸手市と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

8 権利譲渡の禁止及び第三者への業務委託

指定管理者は、指定管理業務に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは権利を担保に供してはなりません。ただし、幸手市の承認を得たときはこの限りではありません。

また、指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、あらかじめ幸手市が認める場合、業務の一部（受付業務は除く。）を第三者に委託することができます。その場合には、可能な限り市内業者を最優先として活用してください。

9 損害賠償保険への加入

(1) 施設そのものの欠陥や地震等の天災による事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用は、幸手市の負担とします。

(2) 施設損害賠償責任保険等の加入

管理業務の実施にあたり、指定管理者の故意又は過失により、幸手市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。

従って指定管理者においては、指定管理者に帰責のある第三者等へ賠償に備えるため、幸手市と指定管理者双方が被保険者となる施設損害賠償責任保険等に加入することとします。なお、以下の補償内容を最低限満たしてください。

- | | | |
|-------|--------|------|
| ①対人賠償 | 1人につき | 1億円 |
| | 1事故につき | 10億円 |
| ②対物賠償 | 1事故につき | 2千万円 |

10 管理運営経費・指定管理者納入金

利用料金制度を導入します。取り扱いはお記のとおりとします。

(1) 利用料金の設定

- ① 利用料金は、指定管理者の収入とします。
- ② 利用料金は、条例に定める額の範囲内で設定していただきますが、設定にあたっては幸手市の承認が必要です。
- ③ 減額、免除及び還付についても指定管理者が行うこととし、幸手市は利用料金の減額、免除及び還付に係る利用料金相当額の負担は行いません。
- ④ 利用料金を変更する場合は、幸手市との協議のうえ承認を得て変更できる

ものとしします。

(2) 指定管理者納入金

① 指定管理者は、利用料金の収入から必要経費を差し引いた一定額の指定管理者納入金を、別に定める協定書により幸手市へ納入していただきます。

② 指定管理者納入金の下限額は、1,000万円(年間200万円×5年)としします。毎年度200万円以上を納付していただきます。

応募の際は、この下限額以上の納入金額と管理経費等を併せて、収支計画書及び収支計算書に提示してください。

(3) 指定管理業務に係る委託料

指定管理業務に必要な経費は、利用料金等の収入で賄っていただきますので委託料の支払はしません。

(4) 備品の取り扱い

現に施設に配置してある幸手市の備品については、無償貸与します。

注) 上記のほか詳細事項については、別に定める「幸手市営釣場神扇池指定管理者仕様書」を参照ください。

11 目的外使用

指定管理者が、当該施設の管理運営業務を行うにあたり、施設の一部をその用途又は目的を妨げない範囲において、指定管理者又は第三者が施設本来の目的以外に使用する場合には、幸手市に目的外使用の許可を受け、目的外使用料を納付することが必要となります。

なお、現在の指定管理者において自動販売機を設置しております。

12 応募の資格及び条件

(1) 応募者の資格は、申請時において次の要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)としします。申請から指定を受けるまでの間に次のいずれかを満たさなくなった場合は、その資格を失うことになります。

① 法人等又はその代表者が地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。

② 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。

- ③ 市及びその他の行政機関から指名停止措置を受けていないこと。
 - ④ 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
 - ⑤ 法人等又はその代表者若しくはその従業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
 - ⑥ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止、同条項を準用する場合も含む）又は第180条の5（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）の規定に抵触しないこと。
 - ⑦ 施設等の設置目的を十分理解し、管理運営にあたっての知識や経験を有すること。
- （2）複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、代表する法人等を選出し、幸手市とのやりとりについては代表する法人等が行ってください。なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことができません。また、構成員のいずれかが上記（1）に該当しない場合は、指定を受けられません。
- ※「2者以上のグループ」の例として、維持管理会社、警備会社、講座等を実施する会社など、それぞれ得意分野を活かして本施設の管理運営に参加する形態が考えられます。
- （3）グループで応募する場合、各構成団体は、協定の履行、指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行等について、グループ全体として責任を負うものとします。
- また、グループの目的や運営に係る事項について構成団体が合意した旨を記した書面（協定書等）を別途提出すること。
- （4）検討委員会委員等、本件業務に従事する幸手市職員に対し本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

13 事前協議（平行運営）

施設の管理運営を円滑に移行するために、候補者選定時から令和6年3月末日までの期間を事前協議（平行運営）期間とし、協定書締結のための協議期間とします。

事務や事業の引継ぎは施設営業時間内において順次行うものとし、引継ぎにかか

わる費用は、指定管理者の負担とします。

この事前協議（平行運営）は、令和6年4月1日より指定管理業務をスムーズに遂行するため極めて重要なものと考えております。協議に加わらなかったり、協議を妨げたり等の行為がある場合には指定を取り消すこともあります。

14 応募手続き

（1）申請の方法

申請にあたっては、指定した書類を持参により提出してください。（申請については、一申請者につき一提案に限ります。複数の提案はできません。また、申請書類の提出後は、その内容を変更することはできません。）

※募集要項・仕様書ともに幸手市のホームページからダウンロードできます。

（2）申請の受付期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）まで
午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く。）

提出は持参のみとします。

提出先については、幸手市役所 第二庁舎1階 商工観光課となります。

（3）現場説明会の実施

① 日 時 令和5年7月19日（水）10時00分～

② 場 所 幸手市営釣場神扇池管理棟2階までお越しください。

なお、参加を希望する団体は2名以内で、令和5年7月14日（金）正午までに別紙4「現場説明会参加申込書」に記入のうえ、商工観光課宛に電子メールで送付してください。

③ スケジュール

令和5年7月19日（水）午前9時30分受付開始

午前10時から応募に関する説明をした後、現場説明を行います。

（4）質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和5年7月21日（金）まで

② 受付方法 別紙5の「幸手市営釣場神扇池の指定管理に関する質問票」に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付してください。なお、電子メールの件名は「幸手市指定管理者質問について」として

ください。(質問者名は公表しません)また、質問票の送信先については、商工観光課 (syoukou@city.satte.lg.jp) に、送信してください。

- ③ 回答方法 質問事項及び回答を取りまとめ、幸手市のホームページにて随時回答します。(質問者名は公表しません。)
- ④ 連絡事項 受付期間終了までに、申請に関する事務連絡等を行う必要が生じた場合には、ホームページに掲示します。

15 応募に関する注意事項

(1) 提出書類作成上の留意点

提出書類は、原則として全てA4判(印刷の向き:縦、文字方向:横書き)で作成のうえ、縦型ファイルに左綴じで提出してください。

(2) 関係法令の遵守

応募書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

(3) 応募内容の変更禁止

受付期限後は書類の内容を変更することはできません。ただし、幸手市から申し入れた場合を除きます。

(4) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(5) 著作権の帰属等

応募書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、幸手市は、指定管理者の決定の公表上必要な場合は、応募書類等の内容が無償で利用できるものとし、また、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(6) 費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

(7) 接触の禁止

この募集に関し、応募者及びその関係者が指定管理者検討委員と接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格とすることがあります。

(8) 資料の取り扱い

幸手市が提供する資料については、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、幸手市の許可な

く第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁止します。

(9) 提出書類の情報公開

指定管理者に関する情報について、幸手市に対し情報公開請求があった場合及び議会等から公開を求められた場合には、透明性の確保から、提出された書類について公開する場合があります。

(10) 重複応募の禁止

応募団体は、当該応募に対し重複して応募することはできません。また、当該構成員が別の応募団体の構成員として応募することもできません。

(11) 応募の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、別紙6「辞退届」により申し出てください。

注) 未着・延滞等の場合は原因の如何を問わず、幸手市では責任を負いません。

注) 持参する際には、事前に担当に連絡してください。

16 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を幸手市に提出してください。

グループでの申請の場合には、適切な名称を付け、その名称で申請してください。ただし、グループの目的や運営に係る事項について各構成団体が合意した旨を記した書面（協定書等）を別途提出していただきます。

なお、幸手市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 指定管理者の指定申請関係書類

- ① 幸手市公の施設に係る指定管理者指定申請書【様式第1号（第3条関係）】
- ② 申請法人等の定款、寄附行為、規約（就業規定、給与規定等）その他これらに類する書類
- ③ 申請書を提出する日の属する事業年度（本年度）の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度（前年度）の事業報告書及び収支決算書、財産目録、貸借対照表の経営状況のわかるもの
- ④ 法人の登記簿謄本又は団体等の設立趣旨、組織、事業内容等法人の概要がわかるもの
- ⑤ 法人税納税証明書及び消費税納税証明書等

- ⑥ 誓約書（別紙３）
- ⑦ グループでの申請の際は、グループ内にて締結した協定書等
- （２）施設管理運営に関する書類
 - ① 「幸手市営釣場神扇池」の管理に係る事業計画書（別紙１）
 - ※ 「幸手市営釣場神扇池の指定管理者の選定にあたっての審査項目」を参考に提案をしてください。
 - ② 「幸手市営釣場神扇池」の管理に係る収支計画の考え方（別紙２－１）
 - ③ 「幸手市営釣場神扇池」の管理に係る年度別収支計画書（別紙２－２）
- （３）提出部数
 - 正本１部・副本１０部
 - ただし、法人の登記簿謄本、定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類については、正本のみに添付してください。
 - 注）幸手市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- （４）その他
 - ① 金額の計上については、全て消費税を含んだ金額とします。
 - ② 申請に関し提出された書類に係る経費は、申請者の負担とします。
- （５）提出方法 持参による提出のみとします。
幸手市役所 第二庁舎１階 商工観光課まで
- （６）提出期間 令和５年８月１日（火）～令和５年８月３１日（木）
（午前９時から午後５時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

17 選定までの手順

- （１）選定方法
 - 指定管理者候補者の選考は、プレゼンテーション方式による審査を行います。
 - ただし、応募者が多数の場合には、提出書類等による第１次審査を行う場合もあります。
 - また、審査については、「幸手市指定管理者検討委員会規程」に基づき、「幸手市指定管理者検討委員会」を設置し、同委員会により審査を行い、その審査結果を幸手市長に報告し、幸手市長が候補者を決定します。
- ① プレゼンテーション審査 令和５年１０月上旬（予定）

提出書類等によりプレゼンテーションを行っていただきます。

企業または団体の代表者を含め3名まで出席できます。

- ② 応募者が多数の場合は、第1次審査として応募書類等の内容による選考を行います。

※第1次審査の結果は、採否にかかわらず全員に郵送でお知らせします。

③ 候補者の選定

幸手市は、検討委員会の報告を受け、第1候補者を選定し、細目協議を行います。

第1候補者と協議が整わない場合は、検討委員会において次点候補者を選考し、当該候補者と協議を行う場合もあります。

(2) 選定基準

指定管理者となるべき候補者の選定は、次の基準に基づいて行います。

① 市民の平等・公平な使用の確保

ア 施設の設置目的に適合した理念・運営方針を持っていること。

イ 施設の利用に関し公平性を維持する考えと方針を持っていること。

② 新たなサービスの創設など市民サービスの向上

ア サービス向上を実現する具体的な計画があること。

イ 個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。

③ 経費の節減など効率的な運営

ア サービスの向上を図りつつ、利用者に公平・適正な利用料金を設定した運営計画を持っていること。

イ 利用者の増減による収支状況の改善に向けた計画があること。

ウ 経費節減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みを有すること。

④ 市民への安定的な施設サービスの継続的提供

ア 施設の管理及び事業の運営を行うにあたっては、十分な人的能力を有し、事業内容に適した職員が配置されていること。

イ 施設及び類似施設の管理の実績があり、評価を得ていること。

ウ 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全、安定的な施設管理ができること。

エ 経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有すること。

オ 収支の計画が適正かつ実現可能であること。

- ⑤ 安全管理の体制が整っていること。
- ⑥ その他、市長が施設の性質又は目的に応じて定める基準に適合していること。

幸手市営釣場神扇池の指定管理者の選定にあたっての審査項目及び配点表

審 査 項 目		配点	審 査 内 容
申請者の状況		40	① 申請者の特徴、申請者の財務状況 ② 同種事業の実績
事業運営に関する計画	施設運営の考え方	50	① 業務実施にあたっての管理運営方針 ② 管理運営を行うにあたっての意欲
	サービス提供体制	70	① 職員等の体制 ② 職員の確保、育成策 ③ 施設の就業に関する考え方
	サービスの質の確保と向上	70	① 利用者の意見を把握する方法とサービスへの反映方法 ② サービスの自己評価についての考え方 ③ トラブルの未然防止と対応方法
	地域及び利用団体との連携	40	① 地域及び利用団体との連携についての考え方と具体策
	施設の維持管理	60	① 建物維持管理業務、設備維持管理業務、清掃業務等の維持管理体制について ② 年間の事業計画 ③ 備品管理について
	危機管理体制についての考え方	30	① 防災対策及び非常災害時の対応策 ② 日常の危機管理の方策（急病・緊急時） ③ 個人情報の取り扱いや管理運営に係る情報公開についての考え方
経営に関する計画		120	① 経営の確実性 ② 経費の縮減の取組み ③ 運営経費の見積額とその考え方 ④ 自主事業計画について ⑤ 指定管理者納入金の見積額とその考え方
その他		20	○ その他

18 選定結果

選定結果は申請団体へ文書にて通知し、幸手市ホームページにて公表するものとします。

19 指定管理者の指定

指定管理者は、幸手市議会の議決（承認）を得た後、幸手市長が指定します。

（１）候補者決定段階で順位付けを行い、最上位（第１候補者）のものを指定管理者として、幸手市議会に上程します。

（２）幸手市議会の議決を経るまでの間に、第１候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。第１候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合や指定後の事業の履行が確実でないと認められるときも同様となります。

第１候補者を指定しない場合、次点候補者と協議を行い、指定管理者として幸手市議会に議案を上程します。

また、候補者を幸手市議会に上程した結果、議決を得られなかった場合についても、指定管理者とはなりませんので予めご了承ください。

なお、幸手市議会の議決が得られなかった場合においても、当該指定管理に係る業務及び管理の準備のため支出した費用について、補償いたしません。

（３）指定管理者の指定を行ったときは、文書で通知するとともに、幸手市の掲示板、広報紙及びホームページ等において公表を行います。

20 協定の締結

（１）協定の締結

幸手市議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定書及び年度協定書を締結します。

（２）協定の内容

施設の管理運営に関し、指定管理者として業務開始前に、幸手市長と指定管理者との間で協定書を締結する協定は

① 基本協定事項

ア 指定期間に関する事項

イ 利用の許可に関する事項

- ウ 事業計画に関する事項
 - エ 利用料金に関する事項
 - オ 管理業務を行うにあたって、保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
 - カ 事業報告及び事業評価に関する事項
 - キ 不服申し立て及び損害賠償の取り扱いに関する事項
 - ク 利用料金の還付に関する事項
 - ケ 危険負担に関する事項
 - コ 引継ぎに関する事項
 - サ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - シ その他、幸手市が必要と認める事項
- ② 年度協定事項
- ア 業務の仕様に関する事項
 - イ 指定管理者納入金に関する事項
 - ウ 職員研修の実施に関する事項
 - エ その他、幸手市が必要と認める事項

21 リスク分担

リスクの種類	リスクの内容	分 担 者		
		指定 管理者	市	協 議
物 価 変 動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの	○		
資 金 調 達	資金調達不能による管理運営の中断等	○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加	○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税 制 変 更	消費税（地方消費税を含む）率の変更			○
	法人税・法人住民税の変更	○		
	それ以外で管理運営に影響するもの			○

リスクの種類	リスクの内容	分 担 者		
		指定 管理者	市	協議
許 認 可 等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
管理運営内容の変更	市の施策による期間中の変更		○	
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期	○		
需 要 変 動	大規模な外的事由があるもの			○
	それ以外のもの	○		
管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者に帰責事由があるもの	○		
	それ以外のもの			○
市営釣場の 整備・改修等	指定管理者に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者が新たに提案したもの、若しくは設置したもので1箇所1件あたり50万円以上のもの			○
	上記以外のもの	○		
			○	
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者に帰責事由があるもの	○		
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
不 可 抗 力	不可抗力による管理運営の中断			○

22 今後のスケジュール（予定）

内 容	日 程
募集要項、仕様書配布	令和5年7月10日（月）～8月25日（金）
現場説明会	令和5年7月19日（水）
質問事項の受付	令和5年7月20日（木）～7月21日（金）
質問事項の回答	令和5年7月28日（金）
申請の受付	令和5年8月1日（火）～8月31日（木）
書類審査	令和5年9月
プレゼンテーション審査	令和5年10月
指定管理者候補者の内定	令和5年10月
選定結果の通知	令和5年10月
市議会における議決	令和5年12月
指定管理者の決定通知	令和6年1月
協定締結	令和6年1月
指定管理者による業務開始	令和6年4月1日（月）

23 連絡先及び問い合わせ先

〒340-0192 幸手市東4丁目6番8号

幸手市役所 建設経済部 商工観光課 観光振興担当（第二庁舎1階）

電話 0480-43-1111 内線592

FAX 0480-43-1123

E-mail syoukou@city.satte.lg.jp

様式集

様式第1号（第2条関係）

幸手市公の施設に係る指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

（あて先）幸手市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者職・氏名

指定管理者の指定を受けたいので、幸手市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 指定を受けようとする公の施設の名称

「幸手市営釣場神扇池」

2 関係書類の名称

- （1） 「幸手市営釣場神扇池」の管理に係る事業計画書（別紙1）
- （2） 「幸手市営釣場神扇池」の管理に係る収支計算書（別紙2-1、2-2）
- （3） 誓約書（別紙3）
- （4） 協定書（グループ応募の場合に限る）
- （5） 申請法人等の定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの
- （6） 貸借対照表等これらに類するもの
- （7） 法人登記簿謄本（法人の場合に限る）
- （8） 納税証明書等
- （9） その他、市長が必要と認める書類

別紙 1

「幸手市営釣場神扇池」の管理に係る事業計画書

1 申請者の状況

団 体 名		
団体の所在地	〒	
代表者の氏名		
電 話 番 号		
E - m a i l		
担当者氏名	所 属	氏 名

同種事業の実績等

(原則として過去5年間を対象)

公共施設の維持管理業務の実績

施 設 名	所 在 地	受 託 期 間

現在運営している施設等

施 設 名	所 在 地	運営開始年月日

2 施設運営の考え方

①業務実施に当たっての管理運営方針

②管理運営を行うにあたっての意欲

3 サービスの提供体制

①職員等の体制

②職員の確保、育成策

③施設の就業に関する考え方

4 サービスの質の確保と向上

- ①利用者の意見を把握する方法とサービスへの反映方法
- ②サービスの自己評価についての考え方
- ③トラブルの未然防止と対応方法

5 地域及び利用団体との連携

- ①地域及び利用団体との連携についての考え方と具体策

6 施設の維持管理

- ①建物維持管理業務、設備維持管理業務、清掃業務等の維持管理体制
- ②年間の事業計画
- ③備品管理について

7 危機管理体制についての考え方

- ①防災対策及び非常災害時の対応策
- ②日常の危機管理の方策（急病・緊急時）
- ③個人情報の取り扱いや管理運営に係る情報公開についての考え方

8 経営に関する計画

- ①経営の確実性
- ②経費の縮減の取組み
- ③運営経費の見積額とその考え方
- ④自主事業計画について
- ⑤指定管理者納入金の見積額とその考え方

9 その他

- ①その他

別紙 2－1

「幸手市営釣場神扇池」の管理に係る収支計画の考え方

1 収入

項 目	積算の考え方や工夫した点
(例) 利用料金収入	
その他 その他の収入等	

2 支出

項 目	積算の考え方や工夫した点
(例) 人件費	

(注) 欄の大きさは、必要に応じて適宜変更してください。

「幸手市営釣場神扇池」の管理に係る年度別収支計画書

<収入>

単位：千円

項 目	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
利用料金					
その他収入					
合 計					

<支出>

単位：千円

項 目	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
人件費					
光熱水費					
修繕費					
管理費					
事務費					
自主事業経費					
予備費					
合 計					

<指定管理者納入金>

指定管理者納入金	
※ 5 年間の合計金額	円
	(内訳：年間 円×5年)

※ 項目が不足する場合は、増やしてください。

※ 枠の大きさは適宜変更して差し支えありません。

別紙 3

誓 約 書

当社が幸手市宮釣場神扇池の指定管理に応募するにあたり、幸手市公の施設の指定管理の指定の手續等に関する条例第 2 条及び募集要項 1 2 に掲げる応募の資格及び条件に該当する応募者であることを誓約いたします。

(あて先) 幸 手 市 長

令和 年 月 日

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

担 当 者 名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E - m a i l	

令和 年 月 日

(あて先) 幸 手 市 長

現場説明会参加申込書

「幸手市営釣場神扇池」の現場説明会に下記のとおり参加いたします。

団 体 名	
参加者氏名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E - m a i l	

幸手市建設経済部 商工観光課 観光振興担当

E-mail syoukou@city.satte.lg.jp

別紙5

令和 年 月 日

(あて先) 幸 手 市 長

幸手市営釣場神扇池の指定管理に関する質問票

団 体 名	
担当者氏名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E - m a i l	

質 問 事 項	
質 問 内 容	

幸手市建設経済部 商工観光課 観光振興担当
E-mail syoukou@city.satte.lg.jp

別紙6

辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先) 幸 手 市 長

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け「幸手市営釣場神扇池」の指定管理者指定申請書を提出しましたが、都合により辞退しますので届け出ます。

担 当 者 名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E - m a i l	